

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種別の人数、平均年齢、平均給与等

| 区分 | 公務員 (平成19年4月1日現在) | | | | 民間 | | |
|------|----------------------|-------|----------|----------|-------------|------|---------|
| | 職員数 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 対応する民間の類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額 |
| 全体 | 19人 | 51.2歳 | 263,937円 | 295,984円 | | | |
| 学校給食 | 6 | 52.4 | 267,417 | 292,151 | 調理士 | 41.0 | 281,400 |
| 用務員 | 4 | 52.9 | 269,125 | 302,424 | 用務員 | 53.9 | 227,200 |
| その他 | 9 | 49.6 | 259,311 | 295,677 | | | |

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータです。

(平成16年～18年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の類似職種の比較において、年齢、業務内容、雇用形態等必ずしも一致はしていません。

(2) 年齢別職員数

| 区分 | ～ | 36歳～ | 40歳～ | 44歳～ | 48歳～ | 52歳～ | 56歳～ |
|------|-----|------|------|------|------|------|------|
| | 35歳 | 39歳 | 43歳 | 47歳 | 51歳 | 55歳 | 59歳 |
| 全体 | 0人 | 1人 | 1人 | 4人 | 4人 | 4人 | 5人 |
| 学校給食 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 | 1 |
| 用務員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 |
| その他 | 0 | 1 | 1 | 3 | 1 | 0 | 3 |

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)を適用

イ 特殊勤務手当

| 手当の名称 | 支給要件 | 支給額 |
|----------|-----------------|------------|
| 道路補修業務手当 | 道路の補修業務等に従事した職員 | 4,000円/月以内 |

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務実績に応じ昇給を実施しています。

2 基本的な考え方

これまで退職者の不補充、一部不補充を実施し、技能労務職員の削減に取り組んできました。今後はさらに事務・事業の見直し、業務の民間委託・移譲なども検討

し職員の適正管理・配置に引き続き取り組んでいきます。

3 具体的な取組内容

給料表については、引き続き国に準じた行政職給料表(二)を適用していきます。
また、手当については国、県、近隣市町の動向、そして国の人事院勧告に基づき精査、見直しを行います。

昇給については、現在新たな人事評価制度の導入に向けた検討、試行を実施しており、より能力、業績等を重視した昇給制度の確立と運用を図っていきます。

4 その他

今後は業務の運営において民間委託や事務事業の見直しは不可欠の状況となってきます。学校給食業務に関しては、現在民間委託を視野に入れ検討しているところです。それとともに職員の適正配置、事業の見直しを行い、職員の削減に取り組んでいきます。